

介護保険制度における
軽度者に対する福祉用具貸与の手引き

安曇野市

令和4年12月7日

目 次

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の概要	… 1
2. 厚生労働大臣が定める者（例外1）	… 3
3. 車いす及び移動用リフトの特例（例外2）	… 5
4. 例外給付の対象とすべき場合（例外3）	… 6
5. フローチャート	… 8
6. 必要書類	… 9
7. Q & A	… 10

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の概要

軽度者（要支援1、2、要介護1、自動排泄処理装置は要介護2、3の人を含む。）に対しては、使用が想定しにくい下記の福祉用具について、原則として貸与が認められていません。そのため、福祉用具貸与の保険給付の対象外となります。

ただし、軽度者であっても一定の事由（後述の例外1～3）に該当する場合は、所定の手続きを行うことにより、例外的に貸与が可能となります。

《対象外種目と要支援・要介護度区分》

対象外種目	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
ア 車いす及び車いす付属品	原則として 保険給付の 対象外 (要手続)						
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品							
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器							
エ 認知症老人徘徊感知機器							
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)							
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)							保険給付の 対象

《必要書類の提出時期について》

原則として、福祉用具貸与を開始する前に提出してください。

やむを得ない事情により提出が遅れる場合は、事前にご連絡をお願いします。

《必要書類》 詳細は「6.必要書類」を参照

- ・福祉用具対象外種目貸与検討結果報告書及び確認申請書
- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）
- ・サービス担当者会議の記録
- ・認定調査表の写し
- ・該当所見が確認できる書類 ※例外2・例外3により貸与する場合
- ・福祉用具相談員の意見書 ※例外3により貸与する場合

《根拠法令》

要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費：老企第36号第2の9(2)

要支援1、2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費：老計発第0317001号、
老振発第0317001号、老老発第0317001号別紙1第2の10(2)

《留意点》

- 書類の提出漏れ、記載漏れがある場合は返却となる場合がありますので、十分に確認の上、書類を提出してください。
- 申請前であっても、利用者に対して自費負担の可能性を説明している場合は貸与を行っても差し支えありません。
- 新規で認定申請中（区分変更申請中も含む）、かつ、軽度者になる可能性のある利用者で、福祉用具の貸与を必要とする方についても書類の提出が必要です。作成した暫定ケアプランを提出し、暫定時に比べて状態等の変化があった場合には、再度申請書を提出してください。

2. 厚生労働大臣が定める者（例外1）

次の表の定めるところにより、認定調査票（基本調査）の結果を用い、要否を判断します。
直近の認定調査票の基本調査結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている「貸与が認められる場合」に該当する場合は、福祉用具の貸与が可能です。

この場合、市への報告として必要書類の提出にご協力をお願いします。

《厚生労働大臣が定める者のイ》

対象外種目	貸与が認められる場合 (厚生労働大臣が定める者のイ)	可否の判断基準 (厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査結果)
ア 車いす及び 車いす付属品	次の(一)、(二)のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7：歩行 ⇒「3.できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※ 例外2（5ページ）を参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の(一)、(二)のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4：起き上がり ⇒「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3：寝返り ⇒「3.できない」
	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3：寝返り ⇒「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の①②のいずれにも該当する者	
	① 意志の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1：意思の伝達 ⇒「1.調査対象者が意思を他者に 伝達できる」以外 または 基本調査3-2～3-7：記憶・理解 のいずれか⇒「2.できない」 または 基本調査3-8～4-15：問題行動 のいずれか⇒「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載さ れている場合も含む
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2：移動 ⇒「4.全介助」以外

対象外種目	貸与が認められる場合 (厚生労働大臣が定める者のイ)	可否の判断基準 (厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査結果)
移動用リフト オ (つり具の部分 を除く)	次の(一)～(三)のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8：立ち上がり ⇒「3.できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1：移乗 ⇒「3.一部介助」または 「4.全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ 例外2 (5ページ) を参照
自動排泄処理 装置 カ (尿のみを自動 的に吸引するも のを除く)	次の①②いずれにも該当する者	
	① 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6：排便 「4.全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1：移乗 「4.全介助」

《留意点》

- ・昇降座椅子は床からの昇降を補助するものであるため、立ち上がりではなく、移乗の基本調査結果で判断してください。

《貸与が認められる場合に該当するかの見方》

例：要支援2の方が特殊寝台のレンタルについて検討する場合

要支援2の場合、原則として特殊寝台の貸与は認められておらず保険給付の対象外です。

他方で、例外的に貸与が認められる場合として、被保険者が(一)「日常的に起き上がりが困難な者」もしくは(二)「日常的に寝返りが困難な者」であることが上記表から確認できます。

そのため、(一)については、認定調査票の基本調査結果1-4：起き上がりが「3.できない」、(二)については認定調査票の基本調査結果1-3：寝返りが「3.できない」に該当するかにより客観的に判定します。

1-3、1-4のいずれかが「3.できない」に該当していれば、厚生労働大臣が定める者のイに該当する者として福祉用具の貸与が例外的に認められ、保険給付の対象となります。

その場合は、サービス担当者会議等で必要性を検討し貸与することとなります。

また、貸与開始前に市への報告として必要書類の提出にご協力をお願いします。

3. 車いす及び移動用リフトの特例（例外2）

例外1の表（厚生労働大臣が定める者のイ）のうち、アの(二)及びオの(三)については、該当する認定調査結果がありません。

よって、車いす、車いす付属品及び移動用リフトは、主治医から情報を取得し、医師や福祉用具専門相談員等、適切な助言が可能なものが参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者（要介護1の場合）、または指定介護予防支援事業者（要支援1、2の場合）が必要だと判断した場合、貸与が可能です。

この場合も、市への報告として必要書類の提出にご協力をお願いします。

《留意点》

- 例外2で判断する移動用リフトは「段差解消機」を想定しています。（平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）No44）
立ち上がり補助椅子はオの(一)で、昇降座椅子及びバスリフトはオの(二)で判断するため対象となりません。
- 主治医から情報を取得するのは書面でなくても構いませんが、その内容について記録を残してください。
- 適切な助言が可能な者とは、対象者が利用している事業所のヘルパー、通院している医療機関の理学療法士等、日常生活の状態像を客観的に判断できる者を指します。有資格者であることを求めません。
- サービス担当者会議等への参加が想定される出席者は、主治医、リハビリ担当者、ヘルパー、福祉用具専門相談員、被保険者やその家族等です。状況や必要に応じて、必要な情報が得られるようにしてください。
- 判断材料となる情報には、会議、電話やFAX等によるもの等が考えられますが、各関係者がどのように判断しているのかを必ず書面で記録を残してください。
- 判断の見直しについては、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に記載された必要理由を見直す頻度で行ってください。

4. 例外給付の対象とすべき場合（例外3）

例外1、2に該当しない場合であっても、医師の医学的な所見により下記要件 i ~ iii のいずれかに該当することになる者に対しては、福祉用具の貸与が可能です。

この場合は、市の判断により福祉用具貸与が可能となりますので、市への確認申請が必要となります。市で提出書類を確認した後、居宅介護支援事業所宛てに確認通知書を送付します。

具体的には

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によっては又は時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 <p style="text-align: right;">（頻繁な状態変動）</p>
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 <p style="text-align: right;">（急性増悪、ターミナル）</p>
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 <p style="text-align: right;">（重篤化回避、医師禁忌）</p>

のいずれかに該当する者であることが、

(ア)	「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、
(イ)	サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていて、
(ウ)	市町村長が「確認」している

場合は貸与が可能です。

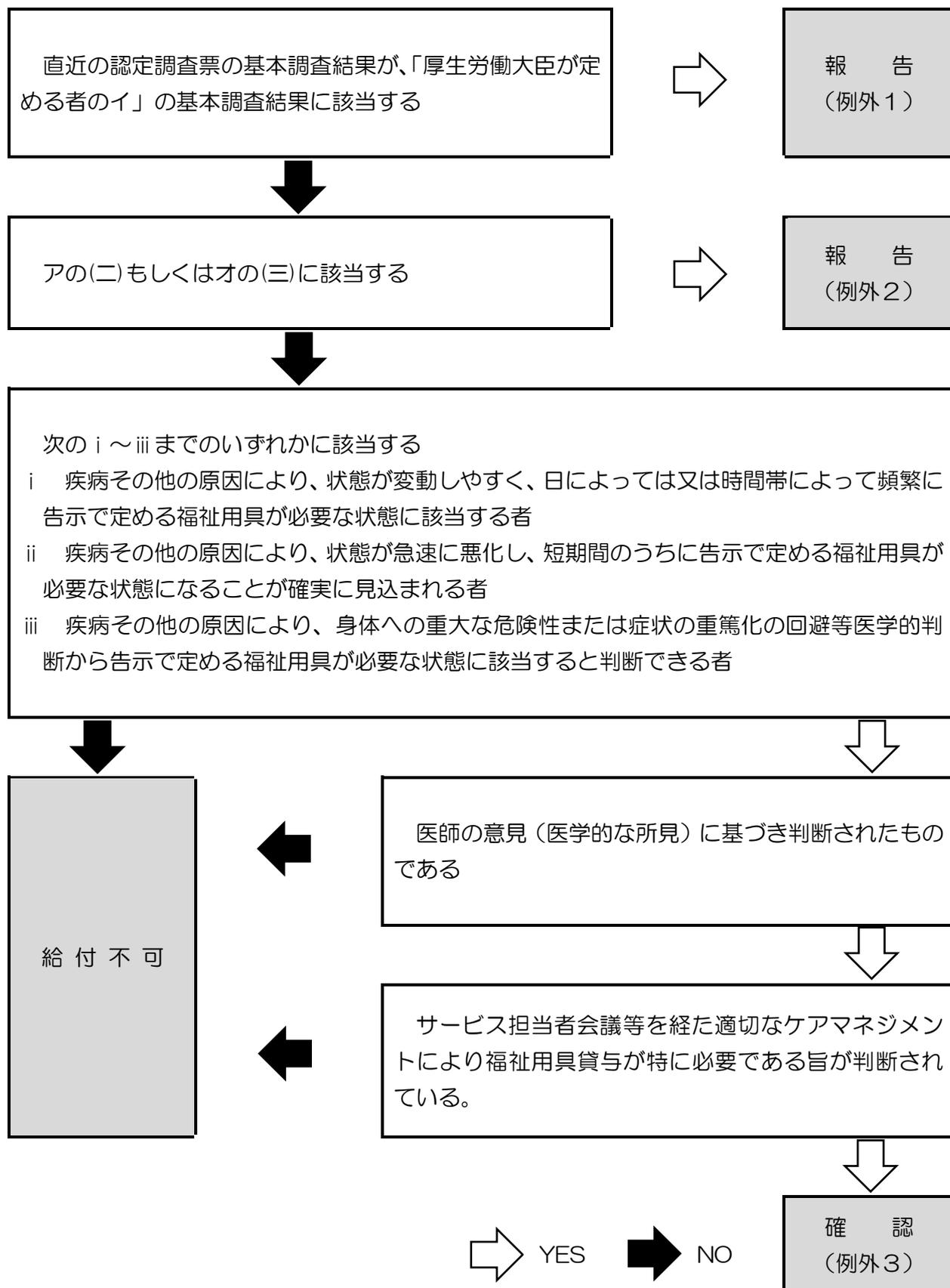
《具体的な状態像や疾患の例》

類型	状態像や疾患の例	備考
i	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	老企第36号 第2の9(2)
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	(参考) 地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議 資料 10(平成19年3月14日開催)
ii	末期がんにより、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	老企第36号 第2の9(2)
iii	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	老企第36号 第2の9(2)
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	老企第36号 第2の9(2)
	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台を利用することにより一定の角度に状態を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。	老企第36号 第2の9(2)
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	(参考) 地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議 資料 10(平成19年3月14日開催)
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があるため、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	(参考) 地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議 資料 10(平成19年3月14日開催)

《留意点》

- ・福祉用具が必要との記載だけでは確認ができません。医学的な所見に基づき、なぜ福祉用具が必要なのかも合わせて記載してください。

5. フローチャート



6. 必要書類

福祉用具対象外種目貸与検討結果報告書及び確認申請書

- ・介護保険被保険者証に記載されている被保険者氏名、住所を記入してください。
- ・「基本調査（直近の認定調査）の確認結果」欄のどちらかに○をしていただき、欄の下部の指示に従ってください。
- ・例外3の場合は、医師の医学的所見欄に必要事項を記入してください。

居宅サービス計画書（ケアプラン）

- ・居宅サービス計画作成（変更）日が適正な日付か確認してください。
- ・ケアプランの中に福祉用具貸与が適切に位置づけられているものを提出してください。

サービス担当者会議の記録

- ・福祉用具を貸与するにあたって検討した結果等を適切に記載してあるものを提出してください。

認定調査票の写し

- ・基本調査結果の該当部分だけ提出いただければ結構です。全てを提出する必要はありません。

該当所見が確認できる書類（例外2・3による貸与の場合）

- ・主治医意見書、医師と介護との連携連絡票、医師の診断書等のうち、福祉用具が必要と判断するに至った医学的所見が確認できるものを提出してください。
- ・とりわけ、例外3については、P6ページのi～iiiのどれに該当するかが重要ですので、利用者の現在の状況、病状が確認でき、どのような理由で福祉用具が必要かを記載してもらうようにしてください。

福祉用具専門相談員の意見書（例外3による貸与の場合）

- ・任意の様式で構いませんので、福祉用具が必要な理由等を記載したものを提出してください。

・

7. Q & A

質 問	回 答	備考
<p>車いすについては、認定調査項目の「歩行」が「できる」に該当する場合、長距離歩行ができない方や屋外における歩行ができない方であっても、例外要件に該当しないと判断するのか。</p>	<p>長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方については、「歩行」が「できる」に該当する場合であっても、例外要件に該当しないと必ずしも判断されるわけではありません。</p> <p>車いすの例外要件については、認定調査項目の「歩行」によるほか、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」としてケアマネジメントによる総合的な判断が認められており、地域の実情によって判断します。</p> <p>よって「長距離歩行は移動ではない」、「屋外は日常生活範囲に含まれない」等の一律的な判断は妥当ではありません。</p>	<p>平成19年3月30日 厚生労働省老健局振興課軽度者にたいする福祉用具貸与の取扱いについて 別添 2Q&A</p>
<p>移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性が判断できないと思うが、考え方如何。</p>	<p>認定調査項目で判断する場合、「移乗」で判断することとなります。</p> <p>その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子」への「移り乗り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。</p> <p>したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではありません。</p>	<p>平成19年3月30日 厚生労働省老健局振興課軽度者にたいする福祉用具貸与の取扱いについて 別添 2Q&A</p>
<p>追加で別の福祉用具を貸与したい場合は、改めて市に報告、確認を行わなければならないか。</p>	<p>改めて行う必要があります。また、ケアプランに新しい品目を位置づける必要があります。</p>	
<p>布団を使用しているが、立ち上がり時の高さが必要などの理由により、特殊寝台を借りることはできるか。</p>	<p>まずは一般寝台の利用を検討してください。特殊寝台は医学的所見から背上げや足上げ機能等が必要な場合に限りです。</p>	
<p>廃用症候群を予防するためにといった理由で福祉用具を貸与できるか。</p>	<p>予防的措置で福祉用具を貸与することはふさわしくありません。</p>	

軽度者に対する福祉用具貸与に関する相談窓口

安曇野市 高齢者介護課 介護保険担当

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2472 (直通)

FAX 0263-71-2328